



平成28年 2月12日

各 位

会 社 名 株式会社 サイバーリンクス  
代 表 者 名 代表取締役社長 村上 恒夫  
(コード番号：3683 東証第一部)  
問 合 せ 先 専務取締役 佐藤 正光  
(TEL. 073-448-3600)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年 2月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年 3月29日開催予定の第52期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条及び第39条の一部を変更するものであります。なお、現行定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 新たに、補欠監査役の選任決議が効力を有する期間を定めるため、現行定款第31条について条項の追加を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第29条 会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったこと による損害賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、当該契 約に基づく責任の限度額は、法令が規定 する最低責任限度額とする。	第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第29条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規 定により、取締役(業務執行取締役等 あるものを除く)</u> との間に、任務を怠っ たことによる損害賠償責任を限定する 契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく責任の限度額は、法令 が規定する最低責任限度額とする。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 (選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 (選任方法及び補欠監査役の選任の効力)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(監査役の実任免除)</p> <p>第39条 会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の実任免除)</p> <p>第39条 <u>当社は</u>、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>

### 3. 定款変更の日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成28年3月29日
- (2) 定款変更の効力発生日 平成28年3月29日

以 上